

国際公務労連

アジア太平洋地域総会

バリ、インドネシア 2019年9月17日～20日

APRECON  2019  
PSI



地域行動計画

(2019 – 2023 年)

アジア太平洋地域

2019年7月

**2019年－2023年の地域行動計画  
アジア太平洋地域**

**目次**

1.はじめに	3
2.アジア・太平洋－新自由主義のためのグローバル・エンジンルーム	5
3.若年労働者	7
4.労働組合権	7
5.質の高い公共サービスと民営化との闘い	8
6.課税と質の高い公共サービス	9
7.男女平等	10
8.貿易の正義	11
9.気候変動	12
10.移住と難民	13
11.先住民族	13
12.部門別活動	14
13.保健及び社会サービス	14
14.地方・地域政府/自治体サービス	15
15.公益事業	16
16.行政	17
17.緊急サービス職員	17
18.成長	18

## 2019 年 - 2023 年の地域行動計画 アジア太平洋地域

「強力な民主主義国家と包摂的な社会を守り、男女平等、すべての人の尊重と尊厳、すべての人の利益になる経済開発、富の再配分、および労働者の力の強化に熱心に取り組むことが、今後 5 年間の私たちの目標になる。」

### 1. はじめに

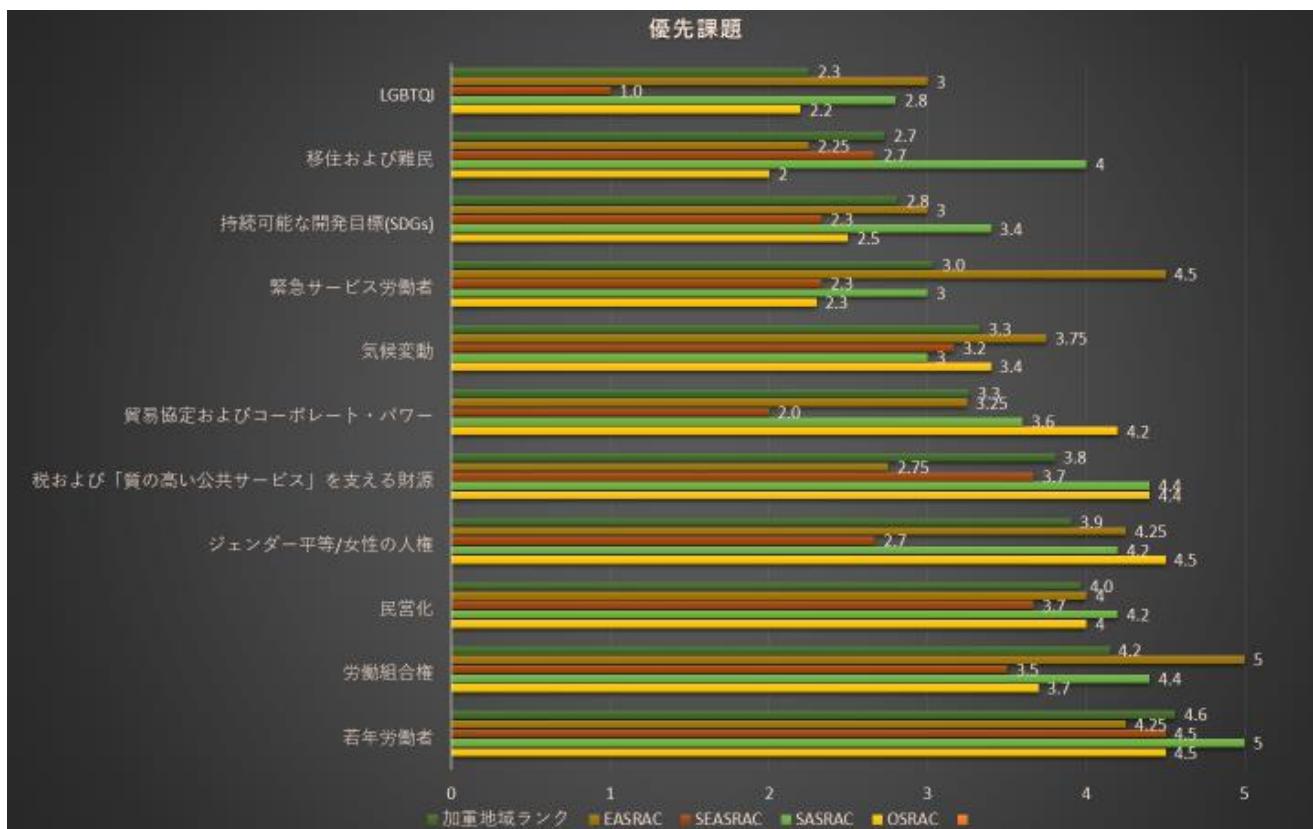
- 1.1. 2017 年に PSI 加盟組合は、2018 年から 2022 年の期間の PSI 活動を導くために「利益よりも人々を優先」と題する意欲的で包括的な行動プログラム（POA）を作り、採択した。
- 1.2. 加盟組合は、PSI の集団的政治姿勢を導き、労働者と市民にとってより公正で公平な世界を実現するために私たちがとるべき行動を導く一連の追加決議も採択した。
- 1.3. POA は、より公正で公平な未来のためのビジョンを明確に述べている。それは、私たちの集団力を高めること、政治的分析を深めること、そして新自由主義的イデオロギーと政策が資本、とりわけ大企業に力を与えてきたことから生じる労働組合権、公共サービスおよび民主主義への攻撃に抵抗し、対抗するための新戦略を開発することを私たちに要求している。POA は私たちに、より大胆になること、私たちの決意と連帶を深めること、そして固定化した権力に挑戦するための新しい方法を見出すことを要求している。

私たちは大胆でなければならない。誰が権力を握り、だれの利益のためにその権力が行使されているかをはっきりと述べることなしに、企業勢力に挑戦する大きな運動が構築されることはない。 (POA 1.1.10)

- 1.4. これは容易なことではない、とりわけ組合が攻撃を受け、分断されていることが多く、また新自由主義がしばしば独裁体制と一体になって抵抗を極めて危険なものしている私たちの地域では容易なことではないだろう。
- 1.5. POA の実施を指揮するのに役立たせるために、2018-2022 年の期間の PSI の優先課題を特定する短縮版の文書が作成され、執行委員会によって承認された。優先課題として特定されたものは次の通りである：
  - 労働組合権
  - 質の高い公共サービスと民営化に代わるオルタナティブ
  - グローバル政策に影響を及ぼす
  - 組織化と成長
- 1.6. アジア太平洋地域のためのこの地域行動計画は、地域的状況と、POA の実施に向けて地域事務所と加盟組合がどのように寄与できるかを述べようとするものである。
- 1.7. この POA の中の行動は今後 4 年間の私たちの活動の骨組みになる。しかしながら私たちは柔軟性を保つ、そして私たちの活動を取り巻く状況の変化に対して、攻撃されたら動員し、攻撃が出現する機会を突き止めながら、変化に対応する力を保持する。
- 1.8. 2018 年にアジア太平洋地域の加盟組合は、小地域諮問委員会を通じて、彼らの活動と国情に最もつながる優先課題を明らかにするよう求められた。いろいろな加盟組合や国、小地域がもっとも貢献し、かかわり、利用しそうな活動分野を書記局が理解する

ための手助けとなるアンケート調査が行われた。この調査が地域行動計画の形成に役立つ。

- 1.9. アンケート調査の結果、地域の優先課題、小地域の優先課題および特定の国や加盟組合に共通する優先課題が明らかになった。特定されたトップ課題を優先度順に並べると、(1) 若年労働者、(2) 労働組合権、(3) 民営化、(4) 男女平等、(5) 税制、および質の高い公共サービスのための資金であった。
- 1.10. トップ 5 の優先課題に関しては加盟組合の間でかなりの重複やコンセンサスがあった一方で、一定の地域の上位 5 に出てきたその他のテーマは、東アジアでは救急職員、オセアニアでは貿易協定と企業のパワー、南アジアでは移住と難民である。
- 1.11.



- 1.12. アジア太平洋地域執行委員会 (APREC) は、この調査結果と新 POA を実施するための大会決議について審議し、私たちの地域行動計画案のおおまかな枠組みを承認した。一年間を無駄にしないように、PSI と加盟組合は一部の行動を実施し始めている。
- 1.13. 私たちは、労働権の向上と質の高い公共サービスへのアクセスは、組合が強力で、組織化されており、職場や部門、境界や運動の枠を越えて力を発揮して連帯して行動できる場合に限って可能であるとの理解から活動する。そのような力に到達するために、私たちはいかなる集団的な戦いにも勝利するために必要な 4 つの要素を特定した:
- 組合は、広範な活動の全域（組織化、団体交渉および職場を代表すること、キャンペーン活動、アドボカシー（政策提言や権利擁護などの活動））で強力な能力を構築する必要がある
  - 組合はデータ、知識、および証拠を必要とする；
  - 組合は、とりわけアドボカシーとパブリック・キャンペーンのためのスペースと手立てが必要である、そして
  - 組合は、連帯して行動するためのネットワークや機構、制度上の仕組みが必要である。

- 1.14. これらの要素が私たちの企画の枠組みのための基盤を提供する。各テーマ分野やセクターについての私たちの活動を企画する際には、この 4 つの要素の一つ、いくつか、あるいは全部において私たちが活動にかかわる必要があるかどうかを検討した。

## 2. アジア・太平洋 – 新自由主義のためのグローバル・エンジンルーム

- 2.1. アジア金融危機以降過去 20 年間にわたって、この地域は広範な、そしてほとんどが苦痛を伴う新自由主義の資本主義への転換を経験してきた。経済、労働、貿易および規制政策を支配する企業パワーは民主的な国々と非民主的な国々の両方で増大してきた。
- 2.2. 地政学的な不安定が本地域における従来からのルール作りと枠組みを崩壊させたので、企業は政治および経済的環境には関係なく政策を支配する彼らの能力を増大してきた。
- 2.3. 地域を結びつける ASEAN や APEC などの経済ブロックと多国間及び 2 国間貿易協定（そしてそれより程度は低いが南アジア地域協力連合 SAARC と東アジアフォーラム）はすべて、新自由主義の基本教義である貿易と資本の自由化、労働ならびに経済規制の緩和、および公共サービスと公共資産の民営化を処方している。国際金融機関（IFI）に強要されて始まった構造調整プログラムが、しばしば献金企業と企業の影響力の恩恵に浴している政府にとって今や正統的経済になっている。
- 2.4. 不平等の大きさは世界的に記録的になっており、私たちの地域ではもっとも顕著である。国内の不平等率の 3 つの決定的要因は、労働者にとって相対的に高い賃金と安定した雇用を確保する能力、財政政策を通じた再配分能力、および公共サービスへの投資水準である。
- 2.5. 労働組合の組織率と不平等の相関関係は明らかである。本地域で最高の組合組織率を持つ日本は、所得と富がもっとも平等である。タイは組合組織率が世界最低の国のひとつであるが、国の富の 3 分の 2 を人口の 1% を占める人々によって握られており、世界でもっと不平等な国のリストに挙がっている。インドでも、上位 1% の金持ちが国の富の半分を握っている。そしてインドネシアでは、最も金持ちの 4 人が同国の 1 億人の最貧層よりも多くの富を持っている。
- 2.6. 不平等を減らすには、公共サービスを提供するすべての労働者が、彼らを代表し、公共サービスを守る力のある組合に加入できるようにしなければならない。私たちは、国内ならびにグローバルな税規則を変えることによって、国家が企業と金持ちに課税する能力を高めるようにしなければならない。そして資金は、公共財を減らす官民パートナーシップ（PPPs）やその他の手段を通じて再富裕者を支援するためではなく、質の高い公共サービスのために使われるようにならなければならない。
- 2.7. アジア太平洋地域の労働者の 68 パーセント以上がインフォーマルセクターで働いている。この数字はネパールとカンボジアの 90% 以上から日本とオーストラリアの 20% 以下まで大きな幅がある。そのほかに外注化や臨時雇用化・契約雇用化、派遣労働、ゼロ時間契約および「ギッグ」ワーク（単発的就労）などの形の非正規労働も、とりわけ民営化が行われたところで増加している。
- 2.8. 不安定就労と戦う私たちの活動は、テーマを軸とする優先課題とセクターの全域でスポットを当てられる。若年労働者、労働組合権、民営化との闘い、および男女平等に関する私たちの戦略にとって極めて重要である。
- 2.9. POA によって私たちは強力な民主主義国家を擁護することに取り組む。しかしながら、アジア太平洋地域では、リベラルな民主主義的秩序は正当性を失っている。民主的政

府は非常に不人気で、有権者は組織労働者と関連のある政党をも含む既存の政党を見捨てた。民主的とされる政府よりも権威主義的政府の方がはるかに人気がある。2018年のエデルマンの国家信頼度調査によると、中国の回答者の 84%が彼らの政府を信頼しており（最高記録）、一方自分たちの政府を信頼している日本人は 37%、オーストラリア人は 35%にすぎなかった（最低記録）。

- 2.10. 従来の政権政党に対するこの支持率の低下は行政職員にとっても影響があり、もはや民主的官僚主義が公平で中立な公共サービスを提供できないとの懸念を反映している。私たちの地域では、選挙で選ばれた政治家が人々ではなく強者を代表することがあまりにも普通になっている。
- 2.11. 本地域のリーダーたちは、リベラリズムと伝統的政党に対する不満を存分に利用している。フィリピンでは、ドゥテルテ大統領は法の支配、国際的規範および民主的手続きをに対する敬意を目に余るほど誇示してきたが、それでも人気を保っている。インドでは、モディ政府が通貨の入手や物品・サービス税に急激な変化を導入することができ、宗教対立をあおることで大金持ちをさらに富ませた。
- 2.12. グローバル化は排外主義をあおってきた。
- 2.13. しかし私たちに敵対する新自由主義の資本家たちもまた非常に不人気である。そして有権者を民主主義と中道政党から専制的ポピュリストへと向かわせる可能性があるのは、多国籍企業のパワーに対する不信と中道政党とのつながりである。国家は規制的役割を持つべきでないとする考えは下火になっており、以前と違って自由市場は今では政治的セールスポイントではない。しかし富を大衆からごく少数の金持ちの個人や会社へと導く政策は再分配政策よりも大きな影響力を持ち続けている。
- 2.14. 国有企業への助成金は、市場をゆがめるものとして新自由主義の経済専門家からは悪い政策とみなされた。企業への助成金が今では産業政策を支える中軸になっている。往々にして問題は公の支援をどの産業に向けるべきかである——国営の産業やサービスの構築に向けるのではなく、民間の化石燃料なのか、民間の再生可能エネルギーなのか、それとも鉱山会社あるいはヘルスケア企業なのか。
- 2.15. 資本は企業のパワーをグローバル化してきた。組合が細分化されて全くローカルな見方しかできなくなったら、グローバル化された資本と闘うことは不可能である。私たちの地域では、それぞれ異なる政党とのつながりを持つ組合間の抗争が私たちの乏しいエネルギーと資源のあまりにも多くの部分を使い、政治や使用者に対する抗議行動を弱めることが多い。
- 2.16. 課題は大きいものの、本地域における私たちの集団的活動は実際に影響を及ぼしており、もっと公正で公平な地域にすることは可能であることを示している。パキスタンでコミュニティ保健労働者に最低賃金と団結権を勝ち取らせたことから、フィリピンで ILO 第 151 号条約の批准と国民皆保健法を実現させたこと、ジャカルタにおける水民営化の逆転の可能性、およびオーストラリアで企業に対して脱税分を支払わせることに至るまで、私たちは連帶こそが直面する危機に対する答えであることを示している。

### 3. 若年労働者

- 3.1. 本地域の若年労働者には不安定就労、高失業率および実質賃金の低下の未来が待ち受けている。彼らは多くの国において組合によって守られる可能性も低い。公共政策はしばしば中高齢者の利益を偏重しており、これは若者が組織化されてないからである。本地域における組合運動の未来は、若年労働者が直面する問題に対して若者に組合や職場のなかで、また政策設定過程においてまとまった強力な発言力を確保できるかどうかにかかっている。
- 3.2. 地域戦略を策定するために会合した若い組合活動家たちは優先課題として 7 つのテーマ (a. 女性とジェンダー、 b. 気候変動 c. 自由貿易協定 d. 労働組合権 e. 民営化 f. 不安定就労 g. 組織化) を特定した。
- 3.3. 私たちの活動は 2 つの主要な目標を軸にして編成されることになる:
  - a) 若い組合活動家が労働組合権、反民営化、男女平等、公正で公平なグローバルルールのために闘うリーダーシップ能力を高めること、そして
  - b) 加盟組合が若年労働者を組合運動に惹きつける能力を高めること
- 3.4. DGB (ドイツ労働組合連合) からの支援で、今後 3 年間の新たな若年労働者戦略を専門に担当するスタッフが配置されている。
- 3.5. ネットワークと連帯の組み立て: アジア太平洋若年労働者ネットワークを再活性化し、本地域内の活躍する若い組合リーダーを探し出し、若い組合活動家の間のコミュニケーションを増やす。
- 3.6. 能力: 私たちは「若年労働者アカデミー」を設立し、POA で特定された優先課題 (労働組合権、質の高い公共サービスおよび民営化に代わるオルタナティブ、グローバル政策、男女平等、本地域の政治・経済的問題と合わせて組織化のスキル、若年労働者への影響) に焦点を合わせて南アジアと東南アジアで一連の能力構築プログラムを提供する。私たちの活動プログラム全域での PSI イベントやアドボカシーの機会に若い組合リーダーを参加させることも能力育成の機会になる。私たちは、若い組合リーダーをモニターするためのツールとシステムを開発する。
- 3.7. リサーチと資料は、若年労働者の組織化と若年組合活動家のリーダーシップ支援の面での組合の優れた実践例に焦点を合わせる。

### 4. 労働組合権

- 4.1. 結社の自由、団体交渉およびストライキの権利が本地域全域で侵食されてきた。[2018 年の世界中の権利状況](#) を示す指数でカバーされたアジア太平地域のすべての国で団体交渉権やストライキ権が侵害され、86% もの国々が労働者を労働法から除外していた。私たちの地域の政府は、労働と民間部門の規制緩和を熱心に提唱してきた一方で、同時に労働組合と市民社会に対する規制を強化してきた。
- 4.2. これらの権利は私たちの活動にとって根本的なものである。それらがなければ組合は労働者の権利を効果的に擁護し、向上させることはできないし、質の高い公共サービスを守ることも向上させることもできない。
- 4.3. インドネシア、カンボジア及び韓国の加盟組合のリーダーとメンバーは組合活動が原因で職を失った、そして多くが暴力と威嚇で脅迫されてきた。

- 4.4. 本地域のいくつかの政府は「不可欠業務」規定を使って労働者の団結権とストライキ権を奪ってきた。タイ、インドネシア、日本および韓国の労働者は、ILO からの改善勧告を再三受けているにもかかわらず「不可欠業務」条項を使って組合の結成や交渉を妨げられてきた。
- 4.5. 政府は、合法的なストライキ行動を通じてより広範な経済的、社会的権利を向上させる組合の役割に対して広範な制限を課してきた。
- 4.6. 労働組合権に関する私たちの活動は攻守両方の戦略が含まれる。私たちは、労働組合権や労働組合員が脅威にさらされた場合に緊急行動をとり、連帯を提供する。私たちはまた、的を絞ったキャンペーンとアドボカシーを通じて労働組合権を拡大していく。
- 4.7. **ネットワークと連帯の組み立て:** 私たちはグローバルユニオンとしての強みを利用して、組合と組合活動家が攻撃された時に連帯行動をコーディネートし、同様の規制に直面している組合をつなぐ（たとえば救急職員ネットワークを通じて）。
- 4.8. **アドボカシー:** 私たちは少なくとも 2 つの国を特定して、今後 5 年間に ILO 第 151 号条約の批准を求めるキャンペーンを開始する。私たちは特定の国々の加盟組合に対して、公共サービスを提供する労働者の組合結成と交渉を禁ずる規則に異議を唱える、国の司法制度を適宜活用する、そして ILO や国連人権理事会内の関連機関へ提訴する際の支援を行う。私たちは、組織化された公共サービス労働者はより良い公共サービスを確保できることを示すためのキャンペーン活動をサポートする。私たちは、加盟組合が彼らの権利を守るために一戦略としてストライキ権を使うことを支持する。
- 4.9. **リサーチと資料:** 私たちは、フィリピン 151 キャンペーンの経験を、一つの事例研究として記録文書を作成して、加盟組合が利用できるようにする。本地域全域での労働組合権に関する法律について要約した情報を提供する。
- 4.10. **能力:** 私たちは加盟組合に対して労働組合権および適宜国際機構の利用に関する能力育成を行う。

## 5. 質の高い公共サービスと民営化との闘い

- 5.1. 質の高い公共サービスは公平な社会と強力な経済の基盤である、そして人権と男女平等および社会正義の実現にとって不可欠である。公共サービスを提供する最大民間業者のいくつかは、成長分野としてアジアに狙いを定めている。2018 年にはアジアは世界で最も急速に成長したヘルスケア市場で、推計 5 千億米ドル以上であった。国連の推計では、自治体水道事業には 基本的ニーズを満たすだけでも水道に最低 590 億米ドルと下水道の改善に 710 億米ドルが必要になる。2017 年には、世界の再生可能エネルギー関連の雇用の 62 パーセントはアジアであったと推測されている。この部門は急成長しているが、ほとんどが民間業者に握られている。
- 5.2. 国際金融機関 (IFIs) と世界銀行 (国際金融公社、IFC) やアジア開発銀行 (ADB) 、新開発銀行 (NDB) およびアジアインフラ投資銀行 (AIIB) などの多国間開発銀行 (MDBs) が、公共サービスにおける民間の拡大、特に PPP を通じた拡大への資金提供と促進に重要な役割を果たし続けている。
- 5.3. 銀行や一带一路政策の金融部門であるシルクロード基金を通じた中国からの融資は、インフラが民営化されて外国の所有になる危険性をはらんでいる。
- 5.4. 国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) は、その資源の相当量を、PPP 実施の研修証書を提供することも含む PPP の推進のために取り分けてある。国連の主たる責任

は人権の保証にあるにもかかわらず、ESCAP は彼らが推進する PPP が及ぼす人権への影響評価を行ってこなかった。

- 5.5. しかし、本地域では、国民のニーズに応えるために政府によって新しい公共サービスも作られている。水道事業に関しては、主たる枠組みは公益事業のままである。官官パートナーシップはあまり知られてないことが多いものの、オルタナティブとして成功している。
- 5.6. 私たちの活動には民営化が起りそうなところで民営化と闘うこと、そして公的所有を取り戻し、公共サービスの再公営化を要求するキャンペーンを促すという 2 重の戦略を組み込む。私たちは質の高い公共サービスの人権面への恩恵を強調し、オルタナティブとしての官官パートナーシップを促進する。私たちは下記の 4 つの活動分野をすべてカバーする。
- 5.7. **能力強化:** 私たちは、加盟組合に以下の面での能力形成を提供する——民営化の脅威を見分けるための早期警告戦略を明らかにする、計画された民営化を阻止するコミュニティ・キャンペーンを構築する、再公営化のための戦略を展開する、官官パートナーシップを構築する。
- 5.8. **リサーチ、知識およびツール:** 私たちは、国際金融機関の役割を含む民営化推進者に関する資料を作成し、アジア太平洋の公共サービス組合に民営化の脅威を見極めるために利用してもらう。私たちは公共サービス（官官パートナーシップを含む）がうまくいくことを示すリサーチや事例研究を行い、加盟組合が民営化推進の主張に反論する際に利用してもらう。両方とも、PPP を止めるためのアドボカシー活動に役に立つ。
- 5.9. **アドボカシー:** 私たちは PPP と民営化計画に関連する決定に影響力を及ぼすために早期警告のメカニズムと対応を市民社会の仲間と共に構築する、そして PPP を止めるためのキャンペーンを立ち上げる。加盟組合による国内での主張活動を支援し、国連 ESCAP や国際金融機関を含む地域のアクターに影響を及ぼす機会を明らかにし、国連の特別報告者を含む国際的機構を活用する。
- 5.10. **連帯の組み立て / 運動面の行動:** 私たちは、反民営化の国内および地域キャンペーンにおいて組合と市民社会との行動を支える提携関係を築く。私たちは他のグローバルユニオンと市民社会団体に対して、「PPP パイプラインに栓をする」キャンペーンへの参加を呼び掛ける。

## 6. 課税と質の高い公共サービス

- 6.1. 質の高い公共サービスとそれらを提供する労働者のディーセントな賃金は、政府が十分な収入を徴収できることで初めて可能になる。企業の税逃れは税負担を資本家から労働者にシフトし、死活にかかわる公共サービスを餓死させる。その影響は女性や公共サービスへの依存度が不釣り合いに大きいその他のグループにとって、また開発と貧困の軽減のために税収に依存する開発途上国にとって、特に致命的である。
- 6.2. 平均すると、アジア太平洋地域の税収は GDP の 17.6 パーセントと低い。開発途上国では、質の高い公共サービスに投資するには全く不十分である。南アジアでは、税の対 GDP 比は約 10 パーセントである。大半が非正規労働者では、政府が利用できる主な累進税政策のオプションは法人税である。
- 6.3. 本地域ではシンガポール、香港、マカオ、台湾、マレーシアおよびクック諸島などのいくつかの国々がタックスヘイブン（租税回避地）を提供している。

- 6.4. グローバルな課税規則を変えようとする私たちの提案に対する支持は急速に拡大してきた。今こそ、法人税の透明性を高める、そして経済活動が行われている国々で単一の団体として企業に課税するための真の機会がある。国際企業税アカウンタビリティ・リサーチセンター(CICTAR)を設置する活動で、私たちは同時に組合の労使関連キャンペーンを支持し、政府の税収を増やすし、民営化と企業のパワーの問題点を暴露するような極めて効果的な税キャンペーンを展開できることを示した。
- 6.5. 私たちの目的は、本地域の税政策を転換すること、政府の税収を増やすこと、そして税キャンペーンを使って既存の税制度の不公正を暴き、企業パワーに挑むことである。
- 6.6. **能力を強化する:** 私たちは国および地域レベルで能力構築をはかり、加盟組合が企業税キャンペーンを展開し、グローバルな税政策の転換を求める主な要求を理解できるようになる。
- 6.7. **知識の文書化とツール:** 標的にした企業の具体的な税逃れの実態に関する質の高いリサーチは企業税キャンペーンの基盤になる。私たちは優先諸国において的をしぼった税リサーチを行う能力を高めることを目指す。税キャンペーンを成功させるための CICTAR ツールキットを完成させ、翻訳する、そして ICRICT (国際企業課税の改革を求める独立委員会) のリサーチも加盟組合が入手できるようになる。
- 6.8. **アドボカシー:** 私たちは、国内でアドボカシーキャンペーンを行うよう加盟組合を支援する、議員に働きかける、情報をメディアに提供する、そして市民の意識を高めることによって、中央政府に対して国内税法と政策を転換するよう、そして標的とする政府に対してグローバル税規則の改革を提唱するよう圧力をかける。私たちは税のアドボカシー活動のターゲットにする地域を特定し、国際税規則を転換するためのグローバルな努力をサポートする。
- 6.9. **連帯の組み立て / 運動面の行動 :** 私たちは本地域において GUF や市民団体と協働し続ける、また地域外をベースにする市民団体のうち本地域のキャンペーンに関心のある団体とも協働し続ける。

## 7. 男女平等

- 7.1. アジア太平洋地域は最大の男女賃金格差を生んでおり、参加格差が大きく、拡大している国も多い（例えばインドでは女性の労働力参加は減少している）。アジアでは女性賃金は男性賃金の 70 から 90 パーセントである。
- 7.2. 職場でのジェンダーに基づく暴力は、性的嫌がらせも含めて、本地域のすべての国々に蔓延しており、問題である。セクハラに関する法律が存在しない、もしくは不十分な国々もある（例えばインドネシア、日本、ミャンマー、パプアニューギニアおよびは太平洋諸島の数か国は、セクハラ関連法は成立しなかった）ILO は、公共サービスを提供する労働者、とりわけ保健医療と教育分野の職員が直面するリスクが高まっていることを見出した。
- 7.3. 質の高い公共サービスは男女不平等を克服するために不可欠である。逆に言えば、民営化、税の回避および企業のパワーが女性に不釣り合いに大きな影響を及ぼし、男女の不平等を悪化させる。
- 7.4. 女権拡張運動と行動 MeToo 運動や「労働の世界における暴力と嫌がらせに関する ILO 条約と勧告案」に対する世界的関心の高まりは、組織化と女性の人権に対する支持を高める機会を提供し、女性の経済的、民主的権利を向上するには労働組合への加入が最善の戦略であることを示す。

## 8. 貿易の正義

- 8.1. アジア太平洋地域は自由貿易協定による新自由主義的貿易規則の深化をめざすグローバル活動の焦点である。2018年の中米「貿易戦争」は、貿易ルールは新自由主義的グローバル化か、あるいは国家主義的保護主義かのいずれかであるとの間違った2者択一を生み出した。人々の利益になるような進歩的な多国間貿易政策こそが、不公平なグローバル化や復活した右翼ナショナリストと保護主義者による解決策の両方に対する唯一の答えである。
- 8.2. 世界最大級の貿易協定である東アジア地域包括的経済連携（RCEP）と環太平洋経済連携協定（TPP）に対して、私たちは企業の力ではなく公益が貿易協定の中心的目的であるようにするための努力を拡大しなければならない。
- 8.3. 論議を呼んでいる投資家対国家の紛争解決条項（ISDS）に反対する私たちのキャンペーンを維持していく一方で、私たちはサービス、投資および規制の整合性条項が公共サービス、民営化及び再公営化の可能性に及ぼす影響、およびデジタル企業のパワーと民営化の影響を拡大する電子商取引規定に及ぼす影響の分析を拡大する。
- 8.4. 私たちの守りの戦略は RCEP、TPP および新たな2者間もしくは EU 主導の協定に反対するキャンペーンを立ち上げることである。これは、既存の協定から脱退する国々のために主張する攻めの戦略によって強化される。私たちは下記の4つの活動分野をカバーする。
- 8.5. 私たちは、労働者と私たちの公共サービスを守る公正で公平な貿易アジェンダのために必要な要素を説明する。底辺への競争ではなく、国々は共通の保護を設けるために一緒に活動できる。たとえば低賃金競争を終わらせるために ASEAN 地域を対象とする地域内最低賃金が [インドネシアから提案](#) されている。税の競争ではなく協力は、公益になる貿易協力のもう一つの例である。
- 8.6. **連帯の組み立て / 運動面の行動:** 2018年に私たちは本地域でグローバル労連や労働組合のなかでの協調をはかるための「貿易の公平性を求める組合（UTJ）」を立ち上げることに成功した。これは本地域において協調、情報の共有、戦略づくり、キャンペーン活動の媒介の手立てになる。私たちは地域内の協調を強固なものにして集団的合意に基づいて共同行動を起こすと同時にインド、フィリピン、インドネシア、マレーシア、オーストラリアおよびニュージーランドにおいて国内の協調を高める。
- 8.7. **能力を強化する:** 私たちは、貿易問題に関心のある加盟組合が本地域においてキャンペーンを行い、貿易交渉にかかわるための能力を強化して、国内および地域レベルで政府や彼らの組合員及び一般市民を巻き込むための貿易アドボカシーを展開できるようにする。
- 8.8. **知識の文書化とツール:** 私たちは貿易及び投資協定が公共サービスに及ぼす影響、および貿易の正義についての労働組合の見解に関するリサーチを行い、加盟組合のリーダーに情報を提供して、国内および地域レベルでの政府に対するアドボカシーに利用できるようにする。2019年に私たちは電子商取引の提案による公共サービスへの影響に焦点を合わせた文書からスタートする。私たちは UTJ のウェブサイトで組合にとって役立つかもしれない既存の分析をまとめた。
- 8.9. **アドボカシー:** 私たちは、加盟組合を交渉にかかわらせる、ナショナルセンターを動かす、議会で取り上げさせることなどによって、特定された政府（目下のところマレーシア、インドネシア、インド、オーストラリアおよびニュージーランド）に対して RCEP および ISDS やその他の有害な条項を含む条約などの主要な交渉から脱退する

ように影響力を及ぼしていく。私たちは貿易と民営化、請負化、低賃金および国民主権との間のつながりに注目させる議論を一般市民にまで広げるメディアキャンペーンをサポートする。

## 9. 気候変動

- 9.1. アジア太平洋地域における気候変動はすでに労働者や国々に破壊的な影響を及ぼしており、開発の権利を妨げている。2018年10月に発表された国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の地球温暖化に関する特別報告は、本地域におけるより頻繁でより強烈なサイクロンやハリケーン、前例のないほどの破壊的な洪水、猛烈な暑さと寒さ、季節を問わず発生する野火・山火事、海水温の上昇と酸性化、氷河の融解による地滑りおよび気候危機によるその他の影響に見られるように、気候の大混乱はすでに予想よりも早く、しかも激しく始まっていることを示している。
- 9.2. 同時に、低炭素経済への公正な移行によってアジア太平洋に1400万の雇用が生まれる可能性があるとILOは見ている。
- 9.3. PSIは公正な移行を求めるために闘う、そして移行のコストを最低の負担能力しかないところに負わせないようにするために、国の政策アドボカシーを支える資料を作成するため、新エネルギー経済分野の労働者を組織化するため、民主的参加を確保するためにコミュニティと連携して気候変動政策が金持ちや強者だけでなく、人々と惑星のニーズに合うものにするために闘う。
- 9.4. 労働者は、気候変動による破壊的影響と化石燃料に依存する産業の雇用減をもたらす不可避の移行の両方から影響を受ける。エネルギー部門の労働者と彼らを代表する組合は、より公正なエネルギーおよび経済政策をつくる強力な力になることができる。
- 9.5. 公正で公平な移行には経済全域での移行が必要である、そこではすべてのエネルギー源がクリーンな再生可能なものになり、プラネタリー・バウンダリー（環境的に人間が生存できる範囲の限界）内で生活しながらすべての人にとって持続可能な開発の権利がた実現される、不平等は劇的に削減される、そして地域社会は気候変動による喪失と被害に持ちこたえ、順応するよう支援される。私たちは気候の変化は避けられないものであることを知っている、しかしながら正義は避けられないものではない。
- 9.6. 要求される転換の大きさからして、新たな環境面の社会契約、大規模な公有再生可能エネルギーへの投資、そしてプラネタリー・バウンダリー内に留まるために必要な消費と生産の変化の促進を政府に約束させることが必要になる。ディーセントワークと開発の権利を保障するには、政府は、排気ガス規制を強化するだけでなく、男女に公平な社会的恩恵（たとえば保健医療と福祉）を提供する低炭素集約型事業に投資することが必要になる。
- 9.7. 本地域のエネルギー組合は、公益のために集団的な力を使うことに慣れている場合が多い。組合は、すべての人がエネルギーを利用できる権利、エネルギーを商品としてではなく公共財として保つ権利を擁護してきた。同時に組合は攻撃を受けており、存続のため、組合つぶしの戦術に立ち向かう就労を阻止するためにしばしば闘っている。この状況の中で、この部門の公正な移行を求めるアドボカシー活動に組合を巻き込むことは困難かもしれない。
- 9.8. エネルギー組合を気候正義のため、そしてエネルギーのサプライチェーンにおける外注化と不安定活動に参加させるには、ディーセントワークを提供する公有の再生可能エネルギーへの移行が社会対話と組合及びコミュニティ・キャンペーンによって導か

れる可能性があることを示すことが重要になる。また再生可能エネルギー分野で組織化する能力を示すこと、そして若年労働者を組合運動に参加させることも重要になる。

- 9.9. **能力構築:** 私たちは、労働者と公共サービスにとっての気候変動の脅威、公正な移行を促す義務、および経済の公正で公平な移行のために可能な行動について能力を構築する。
- 9.10. **知識とリサーチ:** 私たちは、特定の国における既存のエネルギー・ミックス、エネルギー源ごとの官民ミックス、エネルギー・ミックスに影響を及ぼすことになる自国が決定する貢献とその他のコミットメント、および既存の組合とのエネルギー政策に関連する社会対話がどの程度であるかに関する情報を提供するスコーピングペーパーを作成する。このペーパーの調査結果でより広範な戦略を知らされることになる。
- 9.11. **アドボカシー:** 私たちは加盟組合が、公正で公平な移行をめぐる社会対話に参加する機会と環境面の社会契約を促進するプロセスを見つけ出すのをサポートする。

## 10. 移住と難民

- 10.1. アジア太平洋地域内外の移住労働者の数は増加し続けている。少なくとも 8 千万人の移住者がアジア内で生活している、そしてアジアからの労働者はアラブ諸国内で移住労働者の過半数を占める。だが、多くの国で移住労働者はディーセントワークや社会的保護及び公共サービスへのアクセスを否定されており、組合に組織化されている労働者も相対的に少ない、その結果多くが搾取に苦しんでいる。
- 10.2. 私たちの地域の中では、移住者が労働力人口の大きな割合を占めている国々が多い-シンガポールでは人口の **46%**、マカオでは **56%**、香港では **40%**、オーストラリアでは **29%**である。2017 年には、インドは国外への移住者の最大の出身国で、中国、バングラデッシュ、パキスタンおよびフィリピンはすべて送り出し国の上位 10 か国に入る。
- 10.3. 右翼政権は、怒りの矛先を貧困と不平等を生み出す新自由主義政策からそらすための方法として日常的に難民や移住者に対する恐怖や嫌悪を助長する。私たちは、こうした根本的な嘘をあばき、移住労働者を組織化し、そして私たちの連帯の力を使って難民が保護を受け、ディーセントワークと公共サービスを受けられる権利を支持することによって、それらの戦術に対抗しなければならない。
- 10.4. 移住する保健労働者の数が特に増加しており、彼らの多くは開発途上国から OECD 諸国に移住している、そして有資格保健労働者不足と人口の高齢化が進むなかで、移住保健労働者に対する需要が増大している。
- 10.5. 富裕国における移住保健労働者への依存は送り出し国の保健医療制度を衰退させる。私たちの活動には、送り出し国の保健労働者の条件を改善することと到着国で彼らを組織化することが含まれなければならない。私たちは WHO の保健人材と経済成長ハイレベル委員会 (COMHEEG) 内の PSI の地位を利用して、保健医療人材の国際採用に関する実施規範を強く要求していく。
- 10.6. 私たちは、私たちの保健部門の活動を通じて、送り出し国と受け入れ国の組合の間で協定を作ること、そして実施規範と移住労働者の組織化を中心とした能力を構築することを含む移住戦略を開発する。

## 11. 先住民族

- 11.1. アジア太平洋地域には世界の先住民族の 70%が居住する。しかし先住民族の権利に関して拘束力のある唯一の条約である ILO 先住民・種族民条約（第 169 号）を批准しているのは本地域ではネパールとフィジーの 2 か国だけである。PSI 行動プログラムの 3.7 項を実施するには、加盟組合の行動と政策およびニーズのマッピングを調整しまとめること、そして先住民族のディーセントワークと質の高い公共サービスの権利を前進させるために連携することがアジア太平洋地域に要求される。
- 11.2. 先住民労働者は不安定就労と気候変動による最も大きな影響を受け、年齢も相対的に若いので、最も不安定な労働者の組織化活動や気候変動、若年労働者プロジェクトに関する私たちの活動においては彼らに焦点を合わせるようにする。また積極的な雇用慣行や政策について本地域全域の加盟組合の情報と経験の共有を促すことによって、そして必要に応じて加盟組合を支援することによって、私たちは公共部門団体において先住民族の目標や希望そして雇用要件を受け入れる雇用慣行をサポートする。

## 12. 部門別活動

- 12.1. 私たちは、本地域の 1 名のスタッフを各部門に配置すること、そして部門の計画を加盟組合と共に策定することによって、私たちが行っている各部門の協調活動を高める。部門別計画はすべて、特定部門の見通しを提供する一方で、優先的テーマ課題と緊密にリンクすることになる。

## 13. 保健及び社会サービス

- 13.1. 保健及び社会サービス (H&SS) への政府支出は私たちの地域社会、市民の幸福への投資であり、健全な経済のための基盤を提供する。だが本地域ではヘルスケアに充てられる資金は OECD 平均の 9.3 パーセントに対して平均で GDP のわずか 4.7 パーセントで、大幅な資金不足である。この 4.7 パーセントのうち公的資金はその半分に過ぎない。世界保健機関 (WHO) は本地域の保健労働者はあまりにも少なく、人口の高齢化が保健アクセスの格差を悪化させるであろうと主張する。
- 13.2. 資金不足の原因是、民間企業による税回避、新自由主義政策の根拠のない危険な考え方を宣伝する企業のロビイストや国際金融機関によって要求される人為的緊縮措置、および政治的意図の欠如である。私たちの保健・社会サービスシステムは公共サービスでなく、ますます商品として見られている。
- 13.3. 資金不足による具体的な影響には、安全衛生上深刻な影響を及ぼす低水準の人員配置と不十分な設備、不安定雇用、低賃金、ボランティアへの依存、不十分なケア、および一律でない不公平なヘルスケアを生み出す民営化と利用者負担制度などが含まれる。ヘルスケアは、本地域の民間資本にとって最も急速に成長している業種のひとつであり、人々の保健よりも利潤を優先し、国民皆保健の権利とより公平な社会の権利を縮小している。
- 13.4. 不安定就労者は私たちの組織化活動の焦点でなければならない。これにはグローバルケアチェーンの労働者、いわゆるボランティアあるいは最低賃金以下で地域社会に保健サービスを提供する女性、および官民両部門の保健医療で不安定、臨時あるいは短期契約で働く労働者などが含まれる。
- 13.5. **能力を強化する:** 不安定就労者を組織化する、民間部門が運営するヘルスケアを組織化する、民営化を阻止する、保健医療への資金を増やす、そして地域社会でのアドボカ

シーキャンペーンを立ち上げるために、私たちは加盟組合の守りと攻めの両方のキャンペーンを行う能力を強化する。

- 13.6. 本地域の知識を増やし、私たちの要求を裏付ける証拠資料を作成する：私たちは 本地域で活動する民間部門のアクターをもっと理解し、公的保健制度と保健労働者のディーセントワークの財源についてもっと多くの情報を作成する。
- 13.7. 地域保健職員 (CHWs) プログラムに関する新たな WHO ガイドラインには CHW に対する十分な報酬と正規雇用化を求める勧告が含まれている。この文書は本地域で CHW の権利が尊重されるようにするために彼らのアドボカシー活動に利用することができる。
- 13.8. アドボカシー:私たちの目標が満たされるようにするために適宜国/地域レベルで政策と立法に的を絞って、有力者や政策決定者を動かす。強力な提携を築くために、コミュニティを教育していく。
- 13.9. **連帯の組み立て / 運動面の行動:** 私たちはアジア太平洋の全域で、私たちの目標達成の目的を共有する機能的なネットワークをサポートし、構築し、これをグローバルネットワークに連結する。私たちは移住保健労働者のために組合対組合の結びつきをサポートする。国レベルでは、私たちはより良い公的保健制度に依存するコミュニティおよびそうした制度に期待すべきコミュニティとのネットワーキングをサポートする。

## 14. 地方・地域政府/自治体サービス

- 14.1. 地方政府と自治体サービスは、しばしば質の高い公共サービスへの市民のアクセスに最大の影響があり、本地域が直面している急速な都市化、グローバル化及び気候変動による難間に立ち向かう際に極めて重要である。スマート・シティは公共サービスの提供に民間投資と民間部門の経営を引き寄せるツールとして促進されてきた、これには民間部門のデジタル化を通じてのものも含まれる。
- 14.2. 民営化、企業化、地方政府への投資不足、過剰な請負化と外注化、健康その他の環境問題、及び低賃金と不安定就労が、自治体労働者のみならず、彼らが提供する公共サービスに依存する地域社会にも影響がある。
- 14.3. 自治体サービス部門に関する私たちの活動は労働組合権や民営化との闘いに関する活動に緊密に結びついている。
- 14.4. 自治体労働者は、専門のファーストレスポンダー（緊急時の初期対応者）ではないのに、救急職員として認識してきた。私たちは、ILO のガイドラインをこの部門の戦略に適用する活動をまとめていく。
- 14.5. 私たちの地域では廃棄物労働者は賃金が低く、社会的にも低く見られ、安全衛生上いろいろな危険に直面することが多い。都會では彼らは最も非正規化された公共労働者の一部を構成している。廃棄物部門では相変わらず子供たちが働き続けている。2020 年に、私たちは特定の国々における廃棄物労働者の情報を提供し組織化を強化するための地域戦略を開発する。
- 14.6. この分野での活動を強化するために私たちは以下のことを行う。
- 14.7. **能力を強化する:** まずは廃棄物労働者から、組織化能力を育成していく。民営と不安定就労と闘う能力をサポートする。
- 14.8. **知識の文書化とツール:** 地方・地域政府 (LRG) セクターで機能している既存の PPP モデルを記録して文書にする。的を絞ったキャンペーンを行う前に、特定の国々にお

いて LRG 労働者をカバーする組合のマップを作る。スマート・シティの浸食的な影響と、都市のテクノロジー計画の作成における多国籍企業の役割についてリサーチし、これをデジタル化に関する私たちの活動に結び付ける。

- 14.9. **アドボカシー:** 私たちは国連ニュー・アーバン・アジェンダのもとでの規範的枠組みを民営化に対処する組合のために提供し、廃棄物労働者(大半が不安定就労者)のために政策を動かす、もしくは変えることに焦点を合わせていく。私たちはまた既存の資料(事例研究、記事)を見つけ出し、公共部門がサービスを提供できるということを示して民営化の主張に対抗するための情報を提供する(現地の言葉に翻訳する)。
- 14.10. **連帯の組み立て/運動面の行動:** 私たちは市民社会グループや LRG 労働者のために活動するキャンペーン団体と一緒に私たちの活動をサポートする、そして組合と市民社会団体の間の連帯のためのツールを作る。私たちの活動にはキャンペーンやネットワークづくり、最低賃金の引き上げと契約・委託労働者の正規化を求めるストライキの支持が含まれことになる。長期的な連帯を創り出すために、民営化アジェンダにスポット当てて既存の運動とネットワークの所在を調べ、他のワーキングパートナーとの提携の可能性を探る。

## 15. 公益事業

- 15.1. 地域では水、衛生およびエネルギーの権利は、民営化、企業化と統廃合、資金不足、貿易協定、及び気候変動によって損なわれてきた。この部門の戦略は民営化および労働組合権に関するテーマ戦略と緊密な整合性が図られる。
- 15.2. 水とエネルギーのサプライチェーンの中で働く労働者は、往々にして賃金は生活賃金を下回り、外注化や請負化によって仕事はますます不安定になり、差別や、暴力、嫌がらせを受けている。公益事業労働者は、受け入れがたい労働安全衛生上のリスクに直面し、死亡や負傷のリスクはよくあることである。
- 15.3. たとえば南アジアの衛生労働者はティーンエイジャーが多いが、極めて危険な状態の下水路に入ることを強いられ、社会的孤立だけでなく死や生涯続く健康問題のリスクに直面する。
- 15.4. 労働組合権は、政府がストライキ権を制限する不可欠業務条項を使ってこの権利を制限する場合が多い。組合つぶしは、とりわけ組合に政治的良心と民営化と闘う力があるところではびこっている。
- 15.5. **能力構築:** 民営化と闘い再公営化を実現するためのキャンペーンに関する能力育成がこの部門の組合に対して提供される。その他の分野の能力構築にも関心があるか加盟組合と相談する、そして貿易と質の高い公共サービスの財源に関する活動はこの部門の加盟組合をターゲットにする。この部門の若年労働者は、若い組合活動家を対象とする能力構築に参加することになる。
- 15.6. **リサーチと知識:** 私たちは対象国における公益事業の再公有化、オルタナティブとしての官官パートナーシップ (PuPs) に関する情報を作成する、それには再公営化と PPPs に関する組合の活動も含まれる、また水とエネルギー供給者の構成に関して、これらのセクターで活動する企業の不正の証拠を見つけるための調査も含む情報をまとめ。私たちは公正なエネルギーの枠組みに関する情報を作成して、説明責任のある公有の、ディーセントワークを提供する再生可能エネルギーを促進する。
- 15.7. **アドボカシー:** 私たちは2つの流れ、つまり労働組合権と民営化との闘いのアドボカシーに焦点を合わせる。民営化がいかに人権侵害を引き起こしてきたかを示す国際レベ

ルでの活動を積み上げていく、そしてジャカルタ水道の例に習って民営化に対する法的挑戦をサポートする。電力部門における安全衛生基準の実施を求めるアドボカシーをサポートする。

- 15.8. **ネットワークと運動の組み立て:** 私たちは、ネットワークのニーズを明らかにし、組合協力の仲立ちをするために加盟組合と協議する。国内レベルでは、生産およびサプライチェーン全域での組合の協調体制づくりをサポートする（最初のターゲットとしてインドネシアの水とエネルギーの両方の組合の協調構造を作る）。私たちは本地域全域での情報交換のためのネットワークニュースレターを支援し続ける。

## 16. 行政

- 16.1. 裁判所や矯正施設の職員を含む行政職員は、他の部門で蔓延している問題、つまり民営化、外注化及び不安定就労のような問題にますます直面するようになった。行政は、緊縮政策と、イデオロギー的決意で公共部門弱体化をねらう政府が国際金融機関と多国間開発銀行からの資金で「公共部門改革」に取り組むことによって土台を搖るがされてきた。
- 16.2. 十分な資金を充てられ、熟練した、自主性のある、しかも組合に組織化されている公務員は、腐敗と闘い、商業的利益から公益を守ることができる機能的な民主的政府にとって不可欠である。有効な内部告発者法と組合に内部告発者を守る力があることが、公共の利益と、嫌がらせやいじめの問題を含む内部の制度的欠陥に対応するための能力の両方にとって不可欠である。
- 16.3. 私たちは、内部告発者の保護に関する資料と事例研究を適宜収集・提供する、そして本地域の特定の国々における内部告発者保護制度(法律、規制あるいは指令)と本地域の加盟組合の内部告発者保護に関する活動やかかわりについての情報をまとめる。

## 17. 緊急サービス職員

- 17.1. 2018年4月に、PSIはアジア太平洋の加盟組合が参加するグローバル緊急サービス職員ネットワーク（EWN）をスタートさせた。EWNはILO専門家会合において成功した救急公務におけるディーセントワークに関する新ガイドライン採択の交渉にかかわった。
- 17.2. 緊急サービス職員はしばしば団結・交渉・ストライキ権を否定されていることを認識し、そしてまた救急公務職員の必要性は気候変動に対する闘いにおいて極めて重要であることを認識して、私たちは救急公務職員に関する私たちの活動をそれらの2つのテーマ戦略の中に位置づける。
- 17.3. **能力を強化する:** 私たちは本地域におけるPSI加盟組合が新ILOガイドラインを理解して活用する能力、そして労働組合権を向上させるためのアドボカシー能力を強化することを目指す。
- 17.4. **知識の文書化とツール:** ILOの「救急公務におけるディーセントワークに関するガイドライン」は、キャンペーンのための主要なドキュメントとして役立つ。私たちはこのガイドラインを翻訳し、指針を適用するために利用しやすい資料を作成する。私たちは本地域全域の緊急サービス業務における労働組合権状況についての資料を作成する。
- 17.5. **アドボカシー:** 私たちは議員への働きかけや、メディアへの情報提供、一般市民の意識向上をはかることによって、緊急サービス職員を取り巻く労働法や政策を変えるよう

に中央政府に圧力をかけていく。私たちはこのガイドラインの実施計画を立てることができる少なくとも 2 つの国もしくは地方政府を特定する。

- 17.6. 連帯のための構造 / 運動面の行動:**緊急サービス職員ネットワークはこの活動の連絡調整機構として役立つ、そして私たちは本地域の緊急サービス業務分野の組合の所在を調査し、この分野で新規加盟の可能性のある組合を探し出す。

## 18. 成長

- 18.1. 私たちは次の 3 つの戦略を通して私たちのパワーの成長を支えていく：加盟組合のパワーの成長を応援する、加盟組合の組織率の引き上げを応援する、そして PSI への加盟を増やす。
- 18.2. 私たちは、PSI が開発した新しいツールも含むテクノロジーやメディアを活用したパブリックキャンペーンを使って加盟組合が自分たちのパワーを拡大するのを応援する。私たちは、組合運動が社会的、経済的により公正な社会を実現するための取り組みのかなめであり、コミュニティと協力して公共サービスを集団的に守るようにするために、社会運動としての組合運動の概念と実態を関係加盟組合と共有する。
- 18.3. 私たちは、既存の職場と未開発の職場の両方において加盟組合による組織化の強化をサポートする。私たちは、より強力な組織化文化を作ることができそうな加盟組合を特定し、フィリピンの AFW に対して私たちが行ってきたように新しい職場を組織化する、そして特定の加盟組合に対して組織化能力構築のための訓練を提供する。
- 18.4. 私たちは PSI に新しい加盟組合を加入させる。地域全域の組合の所在を調査し、政治的な視点を共有しグローバルな連帯と PSI のサポートが役立つ可能性のある組合を探し出す。
- 18.5. 私たちは私たちの部門全域で最も不安定な労働者の組織化を優先する。これは、例えば地域社会で働く保健労働者などインフォーマルセクターの労働者を組織化していくことを意味する。また移住労働者の組織化と国境を越えた組合承認をサポートすることも意味する。